

沖縄北部国有林（返還米軍基地）問題—その後

名古屋大学名誉教授・国民森林会議会長 只 木 良 也

Second report of forest area in north Okinawa. Yoshiya Tadaki (*Emeritus Professor of Nagoya University, Chairman of People's Forest Congress*)

その経緯

1996年に、沖縄の米軍基地約5,000haが返還されることが公表されました。そのうち約4,000haは沖縄本島山原（やんばる）の森林で、米軍演習場として接収されているものの約半分を返還、という話。以下、前報の要約です。

森林演習場は、ベトナム戦の時やサバイバル訓練などに役に立ったようですが、「米軍基地」であったことが諸開発を免れさせ、沖縄本島としては比較的自然度の高い森林が残されました。

返還地の85%（3,372ha）が国有林です。返還後のこの国有林の管理方針を考える委員会が、所轄の九州森林管理局内に発足。検討委員会は地元琉球大学の先生や自治体の森林関係者、自然保護協会、それに何故か小生も加わって1997年にスタートしたのですが、途中ヘリポート移設のアセスメント等で中断し、2009年に至って一応の結論を得るに至りました。

返還予定地は、沖縄本島の脊梁山脈の太平洋側に位置する東村と国頭村にまたがる地域で、気候は温暖多雨。返還地の大部分を占めるのはイタジイ、オキナワウラジロガシ、イスノキ、イジュなどが優占する亜熱帯多雨林ですが、戦前戦中に伐採された後の遷移途上の二次林です。しかし、半世紀間人手の介入が少なかったので、開発が進ん

だ沖縄本島の中では相対的には貴重な森林であることは間違いないところです。

この森林地帯は、固有種や希少種を多く含んだ生物多様性が高く、その生態系保全は大きな課題です。地域内には維管束植物が779種確認され、そのうち沖縄県版レッドデータブック（沖縄県自然保護課2006）記載の貴重種は、野生絶滅（EW）2種、絶滅危惧IA類（CR）14種、絶滅危惧IB類（EN）29種、絶滅危惧II類（VU）51種、準絶滅危惧（NT）10種、情報不足（DD）1種の計107種で、その大半は、山地に発達する雲霧林と溪流沿いの岩石地の溪流植生に集中的に分布します。鳥類についても、ノグチゲラやヤンバルクイナを筆頭にレッドリスト18種、両生類同8種、爬虫類同7種、無脊椎動物は国天然記念物ヤンバルテナガコガネを含めて貴重とされるものだけでも150種前後、とのこと。

一方、沖縄本島は降水量は多いがそれが季節に偏り、恒常的には水不足が悩みのところで、住民の水確保という点でも水源森林地域は重要な意味を持っています。さらに、米軍基地であったため手が出せなかった森林が戻って、地元の産業や観光に貢献という期待もあります。

今後どう扱うかー保護林として

さて、返還後のこの国有林をいかに扱うかが委員会の主題であったわけですが、現在の社会情勢から考えれば、生物多様性や貴重生物の保全のための保護林というのが、常識的な考え方となるでしょう。

前報にも記した通り、国有林の保護林には次の7種があります。

- ①森林生態系保護地域ーわが国の主要森林帯を代表、あるいは地域の特徴的な原生的天然林。
- ②森林生物遺伝資源保存林ー構成する生物の遺伝資源を保つための自然状態十分な天然林。
- ③林木遺伝資源保存林ー主要・希少樹種集団の保全を天然分布域内で図る森林。
- ④植物群落保護林ー地域の自然を代表・歴史的・学術的価値ある植物群落。
- ⑤特定動物生息地保護林ー特定の動物種繁殖・生息地。
- ⑥特定地理等保護林ー特異な地形・地質等の保護。
- ⑦郷土の森ー地域の象徴。

一方、2001年制定の「森林・林業基本法」により、わが国の全森林は、(1) 水土保持林、(2) 森林と人との共生林、(3) 資源循環利用林の3機能に類別区分されることになっています。この区分では、上記の保護林は(2)「森林と人との共生林」に類別されることになります。勿論、(1) 水土保持機能も兼ねているのは言うまでもないことです。保護対象の森林が優先して(2)に類別されると、残余の面積は、当然(1)と(3)になりますが、木材生産中心の(3) 資源循環利用林は、ここでは考慮されてもリュウキュウマツの人工造林など極く小面積で、大部分が(1) 水土保持林に区分されることになります。北部国有林は、水がめとして、また土砂流出を防ぐために重要な存在ですから、この扱いは当然でしょう。

今回の委員会では、保護林として最も上位の①

森林生態系保護地域に指定することに議論が集中しました。しかし、1988年にこの制度を発想した林野庁の「林業と自然保護検討委員会」の委員であった私は、これには少々異論を唱えました。

生態系保護地域は、代表的な原生的森林としての価値を有するものであることがその条件、そして、山火事・山地崩壊など防災的処置を除いて、人手を排する厳正保存が原則です。当地は原生的森林ではないこと、そして、その二次林的森林を厳正的に保存するときには、遷移が進行して特定種の保全は全うされないことが十分考えられます。現在貴重種と目される種は遷移途中なればこそ出現している種も多く、原則人手を入れない厳正保存的な処置よりも、対象種によってきめ細かく地域指定し、遷移進行を妨げる適切な管理が好結果を生むと考えられます。例えば、保護対象貴重種が陽性植物ならば、明るさを維持するために周囲の伐開等の処置が必要です。

さらに現在、北は知床から南は西表まで、全国の既設定27箇所の森林生態系保護地域面積合計は40.1万ha、1箇所平均1.5万haで、今回の対象面積は規模が小さすぎるのです。勿論例外もあることはあるのですが。なお、この保護地域には、人為を加えぬ「保存」原則の核心地域コアエリア(保存地区)と、それを取りまく緩衝地域のバッファゾーン(保全利用地区)を置く原則になっています。そのためにはある程度の面積の広がりが必要なのです。

委員会答申

いろいろ論議あって、やはりこの山原の森林地帯も、①森林生態系保護地域とすることを第一に考えることになりました。地域指定したコアエリアは、「人為を加えぬ」ルールを尊重して遷移の進行に任せることを原則とします。しかし、当地

の特徴ともいえる貴重種の保全は、バッファゾーンあるいはそれ以外で個々の種に対応した手法で対応するものの、どうしてもコアエリア内で必要あるケースには、山火事・山地崩壊等と同様に、特例として人為を加えることを公式に認めたのが、今回の特徴だと思います。その必要性についての判断は、新たに設置する「やんばる森林生態系保護地域保全管理委員会」の任務の一部とすることとしました。この委員会は、地域の適切な保全管理を図るための計画等を科学的に検討することを目的として設置されるもので、必要に応じてモニタリングを実施・検証することも計画しています。

こうして、返還される国有林3,372haの半分強1879haが生態系保護地域として区分されました。その内訳はコアエリア1,296ha、バッファゾーン583haで、本来コアエリアを取り巻いて広く設置されるべきバッファゾーンが十分でないのは気になるところです。しかしそれは、連続する核心部分がなお基地として未返還であるため致し方なく、今後に期待する外ありません。なお、周辺民有林と結んだ「緑の回廊」の必要性も話題になりました。

生態系保護地域は、制限のもっとも厳しい保護林で、人々の立ち入りも原則として制限される性格のものです。したがって、その設定と同時に、それ以外に、市民が直接利用でき、亜熱帯林の観察や学習にも利用できる休養・教科的森林の設定も必要と、計画されました。

以上が前記機能類別区分の（2）森林と人との共生林（自然維持タイプと森林空間利用タイプ）に、そして残余の森林のほとんどは（1）水土保持林（水源涵養タイプ）、と区分されます。水土

保全林が、沖縄で重要な意味を持つことは前述のとおりです。（2）森林と人との共生林も、水土保持機能も持っているのは当然ですが、それらには「保護」や「休養・教科」が優先するということです。なお、今回の地域では（3）資源循環利用林に区分するものはほとんどありませんでしたが、水土保持林の機能発揮のための森林整備によって生まれる木材は、当然有効利用されます。

以上が2009年3月、沖縄北部国有林の取り扱いに関する検討委員会の出した結論です。ちょっと理想論的なところもあるものの、この答申の実現を願っています。

この米軍基地返還を機に、当地域を国立公園にする話もあるそうです。その話が進行するにしても、その所有者である国有林の適切な処置がまずあることが必要です。その意味で、今回の委員会結論はまずまず当を得たものといえるのではないのでしょうか。

なお、基地として存続する残余の森林の、原型のままの出来るだけ早い返還を期待しています。

引用文献

只木良也. 2007. 返還米軍基地—沖縄北部国有林. 関西自然保護機構会誌, 28(2): 215-219.

編集注記) 本稿は、2009年3月に一応の結論が出たことから2007年の本誌28(2)号掲載の続報として、只木先生より寄稿いただきました。厚くお礼申し上げます。

